

# 与謝野町大規模災害時受援計画

令和2年10月

与謝野町

# 目 次

	ページ
<b>第1編 総 則</b> . . . . .	1
第1章 本計画の前提 . . . . .	2
第1節 計画の趣旨 . . . . .	2
第1 計画の目的 . . . . .	2
第2 計画の基本的な考え方 . . . . .	2
第3 計画の作成機関 . . . . .	3
第4 計画の構成及び内容 . . . . .	3
第5 他計画及びマニュアルとの関係 . . . . .	3
第6 計画の周知 . . . . .	4
第7 計画の修正 . . . . .	4
第2節 対象の災害 . . . . .	4
第1 想定する危機事象の特定 . . . . .	4
第2 想定する危機事象による被害想定 . . . . .	6
第2章 受援班の設置、体制 . . . . .	9
第1節 受援班の設置、体制 . . . . .	9
第1 受援班の設置、体制 . . . . .	9
第2 受援班の役割・事務分掌 . . . . .	9
第3 調整会議等の開催 . . . . .	9
第4 受援終了の検討 . . . . .	9
第5 経費負担の考え方 . . . . .	10
第2節 計画の発動基準 . . . . .	11
第1 計画の発動基準 . . . . .	11
<b>第2編 人的支援受け入れ計画</b> . . . . .	13
第1章 受援対象業務一覧 . . . . .	14
第1節 主な受援の形態 . . . . .	14
第1 初動期・応急期・復旧期（初期） . . . . .	14
第2 復旧期（中期以降）・復興期 . . . . .	14
第3 人的応援の基本的枠組み . . . . .	14
第2節 主な受援対象業務 . . . . .	15
第3節 業務の優先順位 . . . . .	15
第4節 動員体制の確認 . . . . .	15
第5節 稼働可能人員の把握 . . . . .	15
第6節 対象業務の絞り込み . . . . .	16
第2章 応援要請先一覧 . . . . .	18
第1節 府及び他市町村応援体制と後方支援 . . . . .	18
第1 被害状況、必要な応援内容の把握 . . . . .	18
第2 応援要請の種別 . . . . .	18
第3 応援協定（協定の締結状況） . . . . .	19
第4 府及び市町村相互応援 . . . . .	21

第5	京都府広域消防相互応援	24
第6	府及び市町村応援職員への後方支援	24
第7	給水	25
第8	ヘリコプターの出動要請	28
第2節	関西広域連合への応援要請	29
第1	関西広域連合における応援調整	29
第2	府外応援	30
第3節	国土交通省近畿地方整備局への派遣要請及び後方支援	30
第1	応援内容	30
第2	リエゾンの受け入れ	30
第3	TEC-FORCEの受け入れ	30
第4	相互連絡	30
第5	平素の協力	30
第6	災害対策用機械の貸出に関する経費負担区分	30
第4節	自衛隊への派遣要請及び後方支援	31
第1	緊急対策支援要請（系統）	31
第2	派遣要請	31
第3	受け入れ体制と後方支援	34
<b>第3編</b>	<b>物的支援受け入れ計画</b>	<b>35</b>
第1章	物資受け入れについて	36
第1節	物資受け入れについて	36
第2節	主な物資受け入れ対応業務	36
第1	初動期の対応	36
第2	応急期・復旧期の対応	36
第2章	物資集積・配送拠点の指定、運送方法	37
第1節	物資収集	37
第2節	物資受け入れ	40
第3節	輸送、配分、保管、供給	40
第1	輸送	40
第2	配分	40
第3	保管	40
第4	供給	40
第3章	避難所等における物資の必要量・供給量の把握	41
第4章	応援要請一覧	41
<b>第4編</b>	<b>災害ボランティア受け入れ計画</b>	<b>42</b>
第1章	災害ボランティア活動の派遣要請及び受け入れ	43
第1節	事前対策	43
第2節	災害ボランティア関連情報等の収集・提供	43
第3節	災害対策本部での災害VC開設の必要性の検討	43
第4節	災害VC設置の公表	44
第5節	ボランティア参加希望者・被災者からの問い合わせへの対応	44

第6節 災害VCの立ち上げ準備と支援	44
第7節 専門ボランティアのコーディネート	44
第8節 災害ボランティアの受け入れ・派遣に当たっての基本事項	45

# 第 1 編 総 則

# 第1章 本計画の前提

## 第1節 計画の趣旨

### 第1 計画の目的

この計画は、与謝野町内において災害救助法が適用されるような大規模災害が発生し、与謝野町BCP（業務継続計画）が発動される場合において、迅速な災害応急対応を図り、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

### 第2 計画の基本的な考え方

この計画の基本的な考え方は次のとおりとする。

#### 1 早期の応援要請

大規模災害時には、災害対策業務が激増するため、災害対策本部を設置し、全庁あげて対策に取り組む必要があるが、施設や職員の被災、災害時にも止められない与謝野町BCP（業務継続計画）で定める継続が不可欠な業務の存在や、土木・建築職員、保健師など専門的な人材の数には限りがあることなどから、与謝野町的能力（保有資源量）を越えることが予想される。迅速・的確に対策を進めるためには、災害の規模を把握し、与謝野町で対応できるかどうか（応援要請が必要かどうか）を早期に判断したうえ、必要があれば応援を要請することが極めて重要である。被害の全容が把握できない場合には、その時点で既に被害が対応能力を超えている可能性が高いため、京都府に対して包括的な応援要請を行う。その際に、決裁手続や文書、予算など事務的な要因で応援要請を躊躇することのないように留意する。また、全国的にも過去の災害において、「経費を要する応援は要請しない」等の事例が報告されているが、大規模災害時には応援の遅れを招きかねないことから、災害救助法の適用が決定されていない段階であっても、応援要請を躊躇しないことが重要である。ただし、大規模災害時には、隣接他市町村においても相当の被害が想定されるので、壊滅的な被害の場合、応援要請ができない状況にあることを想定し、与謝野町としても被害状況を的確に収集することに努め、与謝野町内資力を最大限活用し必要な支援を要請するように努めなければならない。

京都府・関西広域連合は、与謝野町からの要請がなくても独自に情報収集を行い災害の規模に応じて先遣隊（連絡員：リエゾン）を派遣する場合があるので、平時から相互に連絡体制を確認することが重要である。

#### 2 応援に必要な組織整備

大規模災害時には、応援チームも災害対策本部体制に組み込み、本部の方針の徹底、現場ニーズの吸い上げ・迅速対応を図ることが不可欠である。平時の行政事務においても人事管理や物品管理・出納の業務は行われているが、災害時に大量の要員を動員したり、外部から応援要員や救援物資を受け入れ、管理したりする機能は有していない。災害対策本部総務部の中に、応援を統括する組織を設け、全体の把握、需給調整を行う必要がある。応援の全体像を把握し、応援の終了や経費負担などの的確な判断につなげる。

#### 3 応援業務の明確化と積極的な情報発信

支援を効果的に活用するため、支援を受ける業務をはじめ、どのような応援を求めるかを明確化し、事前及び発災後の適時適切な時期に、積極的に公表する必要がある。この観点からも、被災者と被災地に関する情報収集が重要となる。

人的支援に関しては、通常業務の延長線上の業務と、平時は行われていない災害時特有の業務が

あることから、発生業務とその特徴を十分踏まえた上で、「応援を求める業務」（任せる業務）について、あらかじめ明確にしておく必要がある。また、応援職員への業務の「任せ方」についても、法に基づき業務の代行を依頼する場合、特定の避難所やエリアを任せる場合、既存組織の一員として職員の指揮命令のもとで業務に従事してもらう場合など、職員が関与する度合いが異なるため、「応援を求める業務」ごとに、「任せ方」を明確にしておく必要がある。

その際職員は、応援チームも含めた全体業務の指揮・コーディネート、庁内調整など、与謝野町職員でなければできない業務に専念することを基本とすることが重要である。物的支援では、大規模発災時に不足が予想される物資をあらかじめリストアップしておく必要がある。いずれにおいても、災害時応援協定を締結している自治体や民間事業者に対して、事前に派遣者要件や災害時に使用する文書様式等を提示し、周知を図る。

応援を要する内容は、災害の発生時期や時間の経過とともに変化していくため、的確な情報収集に基づいた即時性が求められる。このため、発災時には、被害状況や支援ニーズ、受け入れ体制などについて、報道機関等を通じた情報提供を行う。報道機関への情報提供にあたっては、与謝野町地域防災計画（一般編）第3章第3節「通信情報連絡活動計画」のとおりとする。

### 第3 計画の作成機関

#### 1 作成機関

与謝野町防災会議

#### 2 与謝野町防災会議の目的

与謝野町防災会議は、災害対策基本法第16条第6項及び与謝野町防災会議条例（平成18年与謝野町条例第19号）に基づき設置された与謝野町の付属機関であって、与謝野町の地域に係る防災に関する基本方針の決定、並びに与謝野町地域防災計画の作成及びその実施の推進を図ることを目的とする。

#### 3 与謝野町防災会議の庶務担当

与謝野町防災安全課

### 第4 計画の構成及び内容

本計画の構成及び内容について

第1編 総則	計画の前提、災害時受援体制に関する基本的な考え方、早期の応援体制・受援に必要な組織整備・受援業務の明確化と積極的な情報発信等を定める。
第2編 人的支援 受け入れ計画	人的支援を受け入れるために、要件を明確にした要請・多様な応援形態に対応した業務分担と調整の場の設定・受援側による便宜供与と応援側への対応要請・業務マニュアルや情報システムの活用・民間事業者との連携・中長期化に備えた対応について定める。
第3編 物的支援 受け入れ計画	物資の集積・配送拠点の確保・拠点運営に向けた準備・輸送手段の確保・被災者ニーズの的確な把握・義援物資の取り扱いについて定める。
第4編 災害ボランティア 受け入れ計画	全国からのボランティア受け入れに備えた体制の整備・町が災害ボランティアセンターに対して行うべき支援・災害ボランティアセンターの運営等についての連携を定める。

### 第5 他計画及びマニュアルとの関係

町地域防災計画と他計画及びマニュアルとの関係は、次のとおりである。

## 1 府地域防災計画との関係

町地域防災計画は毎年度見直し、府地域防災計画と共通する部分については、本町の特性を考慮しつつ府地域防災計画を準用する。

## 2 町総合計画との関係

第3章 基本計画 ～未来を実現するために～

分野6 美しくて住みやすい安心安全なまち

施策2 災害に強い安心・安全なまちづくり

施策3 安心・安全に暮らせる地域づくり

として、施策の組み込みがされている。

## 3 町業務継続計画（BCP）

災害発生時に職員及び施設等の被災を想定し、災害時に業務遂行能力が低下した状況下でも必要な人員、資材及び施設等を確保し、災害時の災害応急対策、災害時優先業務、継続が不可欠な通常業務等を継続するため、町業務継続計画を作成する。

## 4 避難勧告等の発令判断等との関係

町地域防災計画 一般編 第2章第31節 避難に関する計画において必要な内容を定めている。

## 5 災害時応急対応マニュアルとの関係

知見を積み上げ、反映することにより本マニュアルから実践的な対応を行っている。

また、訓練や事後評価などによる変更などにより、その都度見直し、必要に応じて町地域防災計画に反映する。

## 6 地区避難所派遣職員業務マニュアルとの関係

知見を積み上げ、反映することにより本マニュアルから実践的な対応を行っている。

また、訓練や事後評価などによる変更などにより、その都度見直し、必要に応じて町地域防災計画に反映する。

## 7 福祉避難所運営マニュアルとの関係

災害発生時、避難所を開設するが配慮が必要な避難者は必要に応じて福祉避難所における避難が必要となる。必要な人員には場合により専門的な判断が要求されることから担当課との連携が不可欠となる。本計画の人的支援受け入れ計画において必要な人員の受け入れを検討するものとする。

## 第6 計画の周知

本計画は、本町の職員及び防災に関する重要な施設の管理者に周知を行う。

## 第7 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき関係機関が必要に応じて検討し、防災会議の承認を得て修正する。ただし、軽易な修正内容については会長が修正し、防災会議委員に報告する。

## 第2節 対象の災害

### 第1 想定する危機事象の特定

#### (1) 地震

##### ① 内陸型地震

地下の岩盤にある活断層がずれることにより発生する地震で、京都府防災会議において当地域に最も大きな影響が予想される地震の被害予測を次のとおり行っている。なお、津波に関しては最大の被害を想定してなお、被害はないものとされていることから津波についての想定は行わないこととする。

想定される災害	種 別	地震規模	与謝野町の震度
与謝野町において震度5弱以上の揺れを観測すると想定される地震	F 5 4 郷村断層地震（内陸型）	M7.2	7
	F 5 3 若狭湾内断層（内陸型）	M7.2	6強
	F 5 2 （海溝型）	M7.3	5強
	F 4 9 （海溝型）	M7.4	5弱
その他の想定される地震	F 2 4 （海溝型）	M7.9	3以下
	F 2 0 （海溝型）	M7.8	3以下



## ② 海溝型地震

海側のプレートと大陸側のプレートとが接する海溝で、大陸側プレートの下に潜り込もうとする海側プレートに引きずられて大陸側プレートが跳ね返って発生する地震で、京都府防災会議においては当地域に郷村断層地震以上の被害予測はされていない。

## ③ 危機事象

想定する危機事象は、①及び②より与謝野町で最も甚大な被害が想定される「郷村（ごうむら）断層地震」とする。

## (2) 水 害

想定する水害は町村合併後、最も大きな被害を受けた平成30年7月豪雨とする。

## 第2 想定する危機事象による被害想定

(1) 地震 (出典：平成29年5月 京都府防災会議資料)

※ 被害想定は、次のとおりとする。(冬早朝5時、冬夕方18時、風速平均3m/s)

① 人的被害等

【被害想定】 F54 - 郷村断層 - M7.2 - 最大震度7

区 分		内 容
人的被害	死傷者数	1,250名 ※
	負傷者数	2,860名 ※
建物被害 (揺れ+液状化+土砂災害)	全 壊	13,290棟 ※
	半 壊	2,270棟 ※
建物火災	焼失棟数	3,660棟 ※
交通施設被害	道路施設	幹線道路である国道176号及び山陰近畿自動車道等に大きな障害が発生すると予想され通行が遮断されると思われる。二級河川野田川に架かる橋梁の障害により東西の移動が困難になることが予想され復旧には長期間を要する。
ライフライン機能障害	上下水道	阪神・淡路大震災時の阪神地域と同等とすると約2ヶ月
	LPガス	100%で復帰操作が必要
	電力・電話	多重化が進んでいるが所外設備(ケーブル、電柱)が被災した場合復旧は1~2週間程度
液状化危険度発生率 (平野部・宅地)	なし	0% ※
	低	0% ※
	中	0% ※
	高	100% ※

出典：日本海における最大クラスの地震・津波による被害想定 平成29年5月 京都府防災会議

断層 モデル	最 大 震 度	人的被害(人)					建物被害(棟)			
		死者数	負傷者数		要救助 者数	避難者数		全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数
			重傷者数	短期		長期				
F54	7	1,250	2,860	1,350	1,530	18,050	10,360	13,290	2,270	3,660
郷 村 断 層		1,250	2,860	1,350	1,530			13,290	2,270	3,660
地 震 津 波		—	—	—	—			—	—	—

## ②交通機能

震度7のエリアを中心に通行に支障が発生する。(自動車での参集は困難となる。)

山間部の道路が通行困難となり、孤立集落が発生する。(当該地域に居住する職員の参集は、当面困難となる。)

鉄道は、被害や安全確認等により、当面の間(1週間以上)は利用困難となる。

## ③廃棄物発生量

1, 853, 020 t (郷村断層地震被害想定に基づく災害廃棄物の総量)

※平成29年3月 環境省近畿地方環境事務所策定の平成28年度災害廃棄物処理計画策定モデル事業(近畿ブロック)より

## ④防災拠点(各庁舎)、宮津与謝消防組合

防災拠点及び宮津与謝消防組合はRC(一部SRC:加悦庁舎)造りで耐震構造であることから、倒壊の心配は低いと考えられる。

※ 構造物の倒壊は低いと考えられるが、天井の落下、外壁や窓ガラスなどの破損・落下、付属設備や機器の転倒・落下など、安全が確保できないことが想定される。

## (2) 水 害(平成30年7月豪雨の被害状況)

町内全域に大雨特別警報、土砂災害警戒情報が発表。災害救助法適用。

総雨量 445 mm

時間最大雨量 34 mm/時間

※本水害における町内最大観測値

### ① 人的被害

	死者	行方不明者	合計
人的被害(人)	0	0	0

### ② 住家被害

	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	合計
住家被害(棟)	0	0	1	3	3	137	144

### ③ 非住家被害

	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	合計
非住家被害(棟)	0	0	1	3	15	19	38

### ④ 避難者数

	7月6日	7月7日
避難者数(人)	9世帯11名	41世帯85名

※ いずれも最大人数

### ⑤ 孤立集落

地区名	世帯数	人数	孤立原因
—	—	—	—

⑥ ライフラインの被害状況

断 水 (道路等崩壊に伴う水道管の破損)	地 区 名		
	石川地区	岩屋区	加悦区

⑦ 高速道路の被害状況

路線名	箇所	被害概要	備考
京都縦貫自動車道	丹波IC～与謝天橋立IC	崩土	通行止め
舞鶴若狭自動車道	福知山IC～綾部IC	崩土	通行止め

⑧ 道路の被害状況

管理種別	通行止めの箇所数 (片側通行は含まず)
京都府	9箇所
与謝野町	9箇所

⑨ 防災拠点

各庁舎、宮津与謝消防組合に被災なし。

## 第2章 受援班の設置、体制

### 第1節 受援班の設置、体制

#### 第1 受援班の設置、体制

受援班については総務部に設置するが、発災時には災害対応に忙殺されることが予想されること、また町BCP（業務継続計画）で定める業務を実行する必要があることから、構成員については総務部以外から応援を得ることを想定しておくなど、専任職員確保の実効性を高めておく。また、災害業務以外にも町BCP（災害時業務継続計画）その他、通常業務についても各課で対応することを考慮し、対策部また各課の連絡担当者も定めておく。

構成員としては、災害対策本部設置時においては、災害対策本部の構成員とするが、状況が進み、復興本部等を設置するに至った場合においては復興本部の構成員とする。

災害対策本部と復興本部は、状況により同時に対策を執る場合がある。

受援体制（全体の組織編成は与謝野町BCP（業務継続計画）P55のとおり）

災害対策本部設置時 受援体制	
指揮・統括者	総務部（課長級職員1名）
事務	総務部本部事務局（課長補佐級以上1名・職員1名） 総務部救助隊受け入れ班（課長補佐級以上1名・職員1名）
各部の連絡調整責任者は各部で定めるものとするが、各部のその場における次席の職員が担当することを基本とする。	
※復興本部が設置された場合、構成及び分掌事務については設置時に定める。	

#### 第2 受援班の役割・事務分掌

受援班が担うべき役割・事務としては下記が挙げられる。

- ① 他自治体や民間企業・団体等に対する人的支援、物的支援の要請に関すること
- ② 他自治体や民間企業・団体等から支援の申し出にかかる当初の連絡受信に関すること
- ③ 支援受け入れにかかる各部・支所、物的支援集積・配送拠点との連絡調整に関すること
- ④ 災害ボランティアセンターの設置依頼及びセンターとの連絡調整に関すること
- ⑤ 各部連絡担当者との調整会議の開催に関すること
- ⑥ 各部・支所、物的支援集積・配送拠点、災害ボランティアセンターにおける応援の受け入れ状況やニーズのとりまとめの把握に関すること
- ⑦ 応援受け入れに関する対外的な情報発信に関すること
- ⑧ 執務場所など応援受け入れに活用できる資源の割り振りに関すること

#### 第3 調整会議等の開催

災害対策本部会議での決定事項の各部受援担当者への周知や、各部での要望で全体的な調整を要する事項の協議などのための、調整会議の開催や会議の出席者を定めておく。また、各部の受援担当者を中心に、応援職員とのミーティングで情報共有を図り、必要に応じて、調整会議に応援職員の出席を求めることができるようにしておく。

#### 第4 受援終了の検討

受援開始後は、各業務の業務量や物資の必要量と今後の見通し、自前での要員や物資の確保状況などを把握し、応援側と協議の上、受援の必要がなくなった業務ごとに、撤収を要請し応援の受け入れを終了することになる。

さらに、受援全体について、受援班で期間を定め、定期的に情報を集約し、町での業務遂行が概ね可能と判断される段階で、原則的な受援の終了を検討し、災害対策本部長が判断する。

タイミングとしては、応急対策に一応の目処が付き、災害対策本部が復興本部に移行する時期等が考えられる。

ただし、災害対策本部と復興本部は、状況により同時に対策を執る場合がある。

## 第5 経費負担の考え方

<p>1 協定を通じた要請による支援</p>	<p>協定で費用負担について定めがある場合は、その協定に基づく。 協定で費用負担について定めのない場合は、原則、費用は、被災自治体が負担する。</p> <p><b>【物的支援】</b></p> <p>(1) 備蓄物資：提供した物資の購入費及び輸送費 (2) 調達物資：物資の購入費、輸送費 (3) ヘリコプター、車両、船舶、機械器具など：借上料、燃料費、輸送費、修理費 (4) 施設の提供：借上料</p> <p><b>【人的支援】</b></p> <p>(1) 応援自治体等が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内 (2) 応援業務による負傷、疾病、死亡の場合の地方公務員災害補償に要する費用については、被災自治体が負担する。 (3) 応援職員などが与えた業務上第三者への損害、または損害が応援業務の従事中に生じたもの。(ただし、被災自治体への往復途中において生じたものについては、応援自治体等が負担) (4) 応援職員の派遣に関するその他の経費については、応援自治体と被災自治体で協議する。</p>
<p>2 被災自治体からの直接要請による支援</p>	<p>原則、費用はすべて被災自治体が負担</p> <p><b>【物的支援】</b> 応援に要した費用を被災自治体が負担 <b>【人的支援】</b> 短期人的支援：支援に要した費用を被災自治体が負担 長期人的支援：給与を含めた派遣費用を被災自治体が負担</p>
<p>3 支援自治体の独自の判断による支援</p>	<p>協定に基づかない自主的な応援の場合については、応援に要する費用をそれぞれの応援市町村に負担を依頼するが、被災程度により災害救助法が適用されると、これらの費用については京都府が支弁することとなっていることを周知しておく必要がある。</p> <p>大規模災害等により、防災対策を執る庁舎や職員などが被災し、応援要請ができないことも想定される。被災の状況の把握ができていない状況下において支援自治体の判断で支援をされる場合、基本的に2の要請による支援と同様の扱いとする。ただし、被害状況により受け入れできない場合がある。</p>

なお、災害救助法適用時における主な応援・受援業務における対象経費は次表のとおり。

応援・受援業務	要員	災害救助法対象経費
災害対策本部支援	災害対策本部 支援要員	※対象外 対象経費は、原則として被災者の応急救助に直接対応した職員のみが対象
避難所運営	避難所運営要員	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○仮設トイレの汲み取りや警備等の臨時職員雇い上げ経費
物資集積拠点運営	物資集積拠点 運営要員	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ※救助法の救援物資外（化粧品等）の仕分け等の業務は対象外
給水	給水車の派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○車両の燃料代、高速代 ※給水車の水については、原則対象外
健康・保健	保健師等の派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費
被災者の生活支援	住家被害認定 罹災証明書交付業務 要員	※対象外
災害廃棄物処理	ごみ収集車の派遣	※対象外 救助法に基づく応急救助ではないため

※救助法対象経費については、「災害救助事務取扱要領」等を参考

※上記のほか、被害を受けた地方公共団体等からの応援等に要した経費（災害時相互応援協定に基づく応援）、災害対応に係る職員派遣の受け入れに要する経費（地方自治法第252条の17に基づく職員派遣）については、特別交付税措置が講じられている（罹災証明関係事務の応援経費についても特別交付税措置）（特別交付税に関する省令第3条第1項第一号）。

## 第2節 計画の発動基準

### 第1 計画の発動基準

大規模地震、また、広範囲の豪雨による大規模な河川氾濫・土砂災害の多数同時発生など、町だけでは対応しきれない被害を及ぼす自然災害が発生した場合、災害対策本部会議で検討し、町受援計画を基に受援体制を執る。

大規模災害時には、被害状況の把握が困難となるため、平時から町受援計画の体制をできるだけ明確にし、災害救助法が適用される前であっても、全容を推定することができる情報を収集し、保有している資源で対応できる規模かどうかを迅速に判断し、対応できないと判断される場合は、町受援計画を発動し、受援体制を整えることができるようにしておく。

地震発生時には以下のとおりとし、町BCP発動基準と整合させることとする。

町内で震度5強以上の地震発生時には、町受援計画を自動的に発動し、応援要請を行うこと

を前提に災害対策本部会議で町内の全容状況を把握し防災体制を執る。

町内で震度5強を下回る規模の地震発生時には、被害規模によって災害対策本部会議で応援要請を検討する。

## 第2編 人的支援受け入れ計画

# 第1章 受援対象業務一覧

## 第1節 主な受援の形態

人的応援については以下の形態があり、フェーズや業務の必要性を考慮し受援を受けることとなる。フェーズについては以下を基本とする。

- 初動期 : 命を守る
- 応急期 : 被害の拡大を防止
- 復旧・復興期 : 財産と環境の保全

### 第1 初動期・応急期・復旧期（初期）

#### （1）災害対策基本法に基づく応援

災害応急対策を実施するために必要な業務を実施する。応援期間は短期間であり、応援職員は身分の異動を伴わない。

なお、応援を求められた地方公共団体は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

【根拠】 災害対策基本法に基づく市町村長等の間（67条）、市町村長等と都道府県知事等の間（68条）、都道府県知事等の間（74条）の応援

【想定業務】 避難所運営支援・物資集積拠点支援・住家被害認定調査 等

#### （2）相互応援協定に基づく応援

地方公共団体間での災害時相互応援協定等に基づく応援。応援期間は基本的に短期間であり、応援職員は身分の異動を伴わない。

【根拠】 各地方公共団体が締結している災害時相互応援協定 等

【想定業務】 協定に規定されている業務

### 第2 復旧期（中期以降）・復興期

#### （1）復旧期（中期以降）・復興期の派遣

地方公共団体の長が、当該地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときに、他の普通地方公共団体の長に対し職員の派遣を求めることができるもの。

派遣期間は原則として長期にわたり、派遣職員の身分の異動を伴う（派遣先の身分と併任）。

【根拠】 地方自治法第252条の17 第1項

【想定業務】 災害査定等の社会基盤施設復旧業務（道路等の災害復旧） 等

### 第3 人的応援の基本的枠組み

人的応援の基本的枠組みと種類は以下のとおり。

市町村による枠組み	市町村間相互の応援協定や民間企業等との協定に基づく応援
都道府県による枠組み	府内市町村相互応援に関する協定に基づく応援
	都道府県間相互の応援協定や民間企業等との協定に基づく応援
全国自治体間の枠組み	全都道府県における災害時等の広域応援に関する協定に基づく応援 （全国知事会にて調整）
	全国市長会・全国町村会の調整による応援
	指定都市市長会の調整による応援

指定行政機関・指定公共機関等による枠組み	国等により定型化された応援 (消防庁) 緊急消防援助隊・(警察庁) 警察災害派遣隊・(自衛隊) 災害派遣部隊・(国交省) 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)・(厚労省) 救護班、災害派遣医療チーム (DMAT)・災害派遣精神医療チーム (DPAT)・(環境省) 災害廃棄物処理支援ネットワーク (D.Waste-Net)
----------------------	---

## 第2節 主な受援対象業務

主な受援対象業務については、通常業務の拡大及び災害時特有の業務がある。

### 【災害時発生業務と特徴】

業務の種類		業務の例	特徴
通常業務の拡大	通常業務の延長業務	消火、救助、防疫等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門的、技術的に対応可能な人材が限定される</li> <li>・ 業務が自治体間で似ており比較的応援が容易</li> <li>・ 消防、医療等全国的な応援システムが既に構築されている業務もある。</li> </ul>
	災害時に生じる業務	医療、道路管理（通行規制・道路啓閉）、被害調査・査定、管理施設の復旧等	
災害時に特有の業務	応急対応業務等	避難所開設、被災者支援、物資の応援、受援等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知見の蓄積が不足している（ノウハウが少ない）</li> <li>・ 多くは人海戦術に頼る傾向が強い</li> <li>・ 状況や地域特性に応じ対応を変える必要がある</li> </ul>

## 第3節 業務の優先順位

町地域防災計画では、予防・応急・復旧・復興の大まかな区分に留まっていることが多いが、時系列的に業務の優先順位を確認する。被害の状況により優先度が変化することに留意する。

町BCP（業務継続計画）第1部第3「BCPの基本方針」に示した基本方針に基づく、全庁的な災害時優先業務の業務継続における目標は、災害時優先業務・業務継続体制表（応急業務）のとおりとする。

これは、町地域防災計画災害応急対策業務の業務継続目標を定めたものであり、災害時の優先業務と応急業務を対策部ごとに一覧に示している。

## 第4節 動員体制の確認

町地域防災計画では、災害の規模に応じて職員の動員体制を定めているが、単に「全職員参集」等の概括的な規定だけでなく、自団体の職員数（技術職、有資格者数）、備蓄物資量、車両数を把握し、必要に応じて動員する体制が必要である。

## 第5節 稼働可能人員の把握

災害時にも休止できない通常業務もあるため、すべての職員を災害対策業務に従事させることはできない。そのため、所属別のマニュアル作成等を通じて通常業務も含めた業務分析を行い、実際に災害対策に割ける職員数を把握しておく必要がある。その際、職員も被災する可能性があることを考慮する。

また、一步進めて通常業務の優先度、再開の目標時間、職員の食料等も含めた業務に必要な資源の確保・配分等を全庁的に分析し、町BCP（業務継続計画）に明記しておくことが重要である。

町BCP（業務継続計画）の中では職員参集率は特に明記していないが、本計画においては、最も参集に時間を要すると思われる休日に、震度6強以上の地震が起きた場合を想定するものとして、発災から1ヶ月後までの稼働可能人員を次表のとおり想定することとし、最終的な死者・重軽傷者を10%とした。

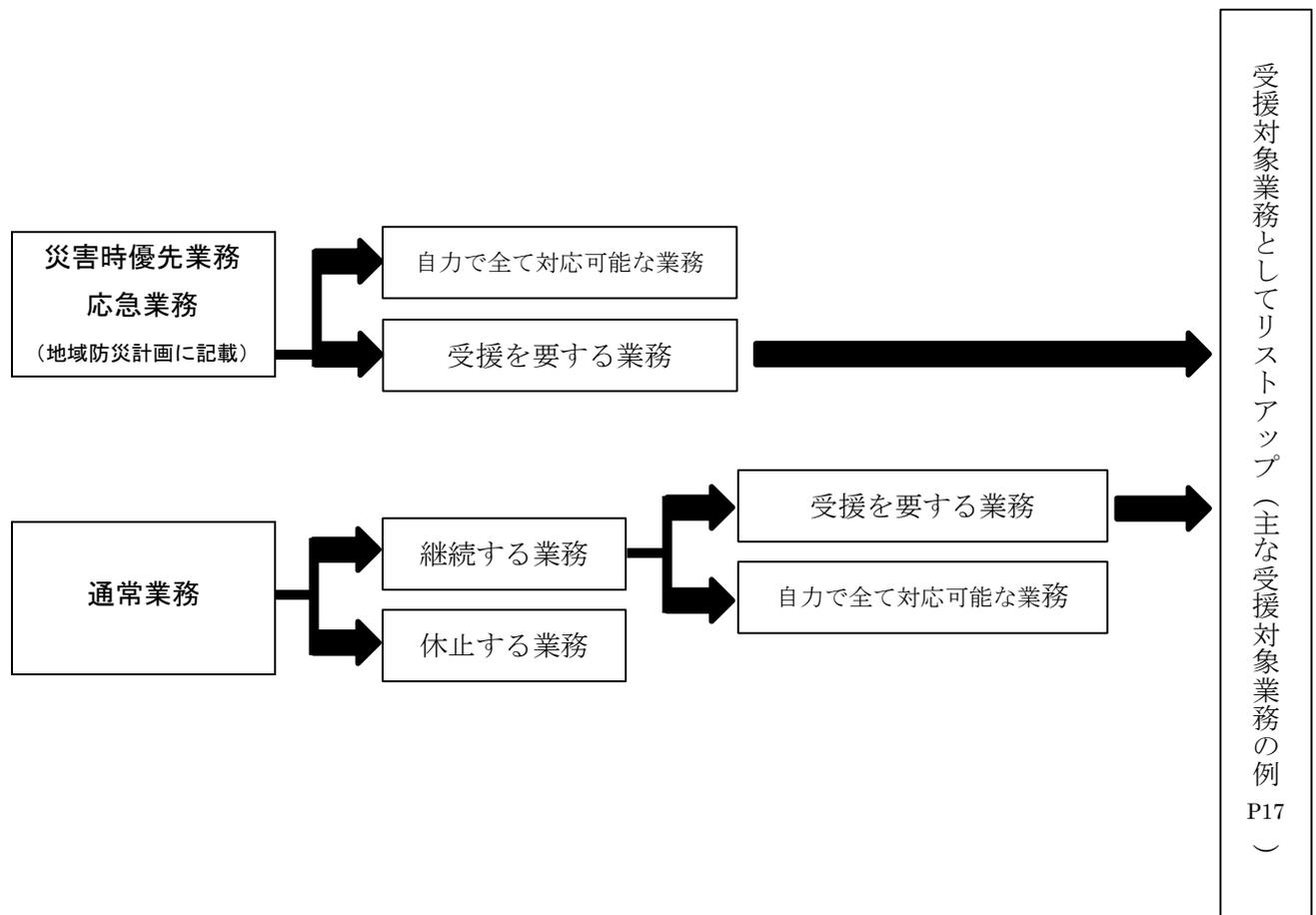
1 時間後	3 時間後	1 2 時間後	1 日後	3 日後	1 ヶ月後
1 2 %	3 6 %	6 0 %	7 0 %	8 0 %	9 0 %

## 第6節 対象業務の絞り込み

対象業務の絞り込みを検討するにあたっては、大規模な災害発災時にあっても優先して実施すべき業務を特定する必要がある。これが「災害時優先業務・応急業務」である。

風水害等により大規模な被害をもたらし、住民生活に深刻な影響を与える危機事象が発生した際には、町自身も被災する可能性は高いため、人、物、情報及びライフライン等利用できる資源に制約が生じる。そのような状況の中で、直ちに町地域防災計画の災害応急対策計画に基づき、迅速に災害時優先業務・応急業務を実施するとともに、住民生活に密着する継続が不可欠な通常業務を実施する必要がある。

具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い応急・復旧・復興業務のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。発災後しばらくの期間は、各種の必要資源を災害時優先業務に優先的に割り当てるため、災害時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は災害時優先業務・応急業務の継続の支障とならない範囲で業務を実施する。



【主な受援対象業務の例】

種 別	想定される応援・受援業務の内容
体制の確立	防災担当職員、情報提供、応援調整
救助・救急、消火活動	緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊、DMAT等の派遣
医療活動	救護班の派遣、救護所の設置、医師・看護師の派遣、傷病者の受け入れ
<u>被災建築物・被災宅地 応急危険度判定</u>	<u>被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、被災文教施設応急危険度判定士の派遣</u>
社会基盤施設の緊急対策	土木・農林職員（災害査定、復旧工事）、建築職員（庁舎・公共施設等復旧工事）の派遣
<u>避難所運営</u>	<u>避難所運営要員の派遣</u>
広域避難	避難者の受け入れ
物資供給	食糧・飲料・生活必需品、資機材等の供給
<u>物資収集・配送拠点運営</u>	<u>運営職員派遣</u>
輸送手段確保	ヘリ、鉄道、船舶、トラックのあっせん
<u>給水</u>	<u>給水車の派遣</u>
健康・保健	保健師、管理栄養士の派遣（被災者の健康、栄養相談、避難所の衛生対策、防疫、消毒等）仮設風呂の設置
福祉	ケースワーカー、ヘルパー等の派遣
こころのケア	こころのケアチームの派遣
<u>生活衛生対策</u>	<u>仮設トイレの提供、し尿くみ取り車の派遣</u>
防疫対策	消毒薬、資機材の供給、消毒要員の派遣
遺体の火葬	火葬場の提供
被災住宅応急修理・撤去	建築職員の派遣
応急仮設住宅	建築職員、用地買収担当職員の派遣
復興公営住宅	建築職員の派遣
復興事業	都市計画従事職員の派遣（復興土地区画整理事業支援等）
上下水道の応急復旧	上下水道復旧要員の派遣
<u>災害廃棄物処理</u>	<u>パッカー車の派遣、収集・運搬、拠点処理場管理・運営</u>
ペット対策	獣医師・動物愛護支援団体・ペット専門ボランティアへの協力依頼
<u>被災者生活支援関係</u>	<u>被災住宅被害認定職員の派遣、窓口担当職員の派遣（罹災者名簿作成業務、罹災証明書発行業務、各種支援窓口業務（弔慰金、生活再建支援金、義援金、災害援護資金貸付等、課税等、相談業務等）</u>
災害救助法業務	災害救助担当者の派遣（市町村担当者に対する説明・指導等）
事務全般	戸籍担当職員、税務担当職員等の派遣
学校（教育機能）の回復	スクールカウンセラー、教職員、退職職員（教育復興支援）の派遣
文化財の緊急保全	学芸員、埋蔵文化財調査員の派遣
復興計画の策定	経験者の派遣（復興計画策定に向けた支援）

災ボラの活動推進 (災ボラセンター)	ボランティアコーディネーター、ボランティアバス等による災害ボランティアの送り込み・あっせん等
-----------------------	--

※網掛けの業務は特に積極的な応援・受援を想定している業務。

※通常業務のうち災害時においても継続が不可欠な業務については、町BCP（業務継続計画）に記載。

## 第2章 応援要請先一覧

### 第1節 府及び他市町村応援体制と後方支援

対策本部は、町単独では災害対応が困難であると判断した場合、府及び各市町村に応援要請を行う。

#### 第1 被害状況、必要な応援内容の把握

地域防災計画一般計画編

第3章「災害応急対策計画」

第1節「災害対策本部等運用計画」

第2節「動員計画」第4「他機関に対する応援要請」

第3節「通信情報連絡活動計画」第3「災害情報及び被害状況の収集・報告」 参照

#### 第2 応援要請の種別

要請先	要請内容	根拠法令
指定地方 行政機関の長	<input type="checkbox"/> 当該指定地方行政機関の職員の派遣要請	災害対策基本法29条第2項
府知事	<input type="checkbox"/> 指定地方行政機関の職員の派遣のあっせん要請 <input type="checkbox"/> 他の地方公共団体の職員の派遣のあっせん要請 <input type="checkbox"/> 応援の要求及び応急措置の実施要請 <input type="checkbox"/> 職員の派遣要請	災害対策基本法30条第1項 災害対策基本法30条第2項 災害対策基本法68条 地方自治法252条17
他の市町村等	<input type="checkbox"/> 応援の要求 <input type="checkbox"/> 職員の派遣要請 <input type="checkbox"/> 災害応援に関する協定に基づく応援要請	災害対策基本法67条 地方自治法252条17 各協定

### 第3 応援協定（協定の締結状況）

#### ■ 災害時等応援協定等締結状況（令和2年6月現在）

##### 行政機関との締結

No.	協定名	協定の相手方	締結年月日	備考
1	京都府広域消防相互応援協定	府内市町村、宮津与謝消防組合他	令和2年3月27日	消防相互応援
2	与謝野町地域防災計画に基づく京都府立加悦谷高等学校の使用に関する協定書	京都府立加悦谷高等学校	平成20年4月1日	災害時発生時に避難場所として使用
3	両丹都市消防相互応援協定	舞鶴市、福知山市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町、宮津与謝消防組合	平成21年2月1日	消防相互応援
4	災害時の相互応援に関する協定書	兵庫県豊岡市	平成23年9月1日	資機材、物資及び施設のあっせん又は提供、職員の派遣、被災者の受け入れなど
5	災害時等の応援に関する申し合わせ	近畿地方整備局	平成24年5月23日	災害時における情報連絡員の派遣、専門家の派遣、車両・災害対策用機械等の貸付・操作員の派遣
6	災害時相互応援協定	三重県明和町・島根県津和野町	平成26年1月29日	災害時相互応援
7	災害時相互応援協定	奈良県斑鳩町	平成26年2月10日	災害時相互応援
8	災害時相互応援協定	福知山市	平成27年5月29日	災害時相互応援
9	災害時相互応援協定	岡山県総社市	平成30年3月29日	災害時相互応援

民間団体との締結

No.	協定名	協定の相手方	締結年月日	備考
1	災害時における町内郵便局との相互協力に関する覚書	加悦郵便局・与謝郵便局 岩滝町郵便局	平成12年1月4日 平成11年11月22日	災害情報の相互提供、災害時の相互協力等
2	災害時における飲料の提供協力に関する協定(岩滝体育館)	近畿コカ・コーラボトリング(株)	平成20年3月14日	災害時における飲料の無償提供
3	災害時における飲料の提供協力に関する協定(大江山運動公園体育館)	ダイドードリンコ(株) (株)サンエス北近畿	平成20年4月1日	災害時における飲料の無償提供
4	災害時医療救護活動に関する協定	(社)与謝医師会	平成21年4月1日	救護班の医師の派遣
5	災害時における応急対策物資の調達に関する協定書	協同組合加悦谷ショッピングセンター	平成23年3月1日	主食、副食、調味料及び生活必需品(ミルク・紙おむつ・ナプキン等)、医薬品等
6	災害時における応急対策物資の調達に関する協定書	(株)にしがき	平成23年7月5日	主食、副食、調味料及び生活必需品(ミルク・紙おむつ・ナプキン等)、医薬品等
7	災害時における応急対策物資の調達に関する協定書	(株)フクヤ	平成23年7月5日	主食、副食、調味料及び生活必需品(ミルク・紙おむつ・ナプキン等)、医薬品等
8	災害時における応急対策物資の調達に関する協定書	京都農業協同組合	平成23年7月15日	主食、副食、調味料及び生活必需品(ミルク・紙おむつ・ナプキン等)、医薬品等
9	災害時におけるLPガス供給に関する協定書	(社)京都府エルピーガス協会 宮津与謝支部長	平成23年8月15日	炊き出し用等のLPガスの供給
10	災害時における応急対策物資の調達に関する協定書	杉上薬店	平成23年9月1日	医薬品等
11	宮津・与謝地方における複合型災害等発生時の警察機能維持のための必要な措置に関する協定書	宮津警察署・与謝野町商工会	平成23年9月1日	災害時の警察機能維持
12	災害時における飲料の提供協力に関する協定	京滋ヤクルト販売(株)	平成26年3月1日	災害時における飲料の無償提供

民間団体との締結

No.	協定名	協定の相手方	締結年月日	備考
13	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター	平成26年12月2日	災害対応物資、日用品、飲料水、冷暖房機器、電気用品、トイレ関係品等
14	災害時における救助用物資の供給等に関する協定	ゴダイ株式会社	平成27年12月14日	災害対応物資、食糧品、食器類、日用品、一般用医薬品、衛生用品、介護用品、ベビー用品等
15	与謝野町災害ボランティアセンターの運営等に関する協定	与謝野町社会福祉協議会	平成28年1月7日	災害ボランティアセンターの運営
16	避難所にかかる施設利用に関する協定書	日本冶金工業株式会社	平成28年7月19日	災害時における施設の避難所利用等
17	一般廃棄物収集運搬業務に関する無償応援協定	おのえ株式会社	平成28年9月8日	災害時の一般廃棄物収集・運搬にかかる協力等
18	災害時における電気設備の復旧業務の協力に関する協定	京都府電気工事工業組合宮津支部	令和元年10月1日	施設等電気設備の復旧及びこれに伴う資機材提供

第4 府及び市町村相互応援

町本部長は応急対策を実施するにあたり、府及び他市町村の応援に関し、次に該当すると認められるときは、原則として京都府丹後広域災害対策支部長に対し応援要請を行う。

なお、独自の協定を締結しているものについては協定を積極的に活用するものとする。

- ・ 各対策部の相互応援及び役場退職者等の応援をもってしても応急対策の実施が困難であり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められる場合。
- ・ 特別な技術、知識、経験等を有する職員が不足し、他の地方公共団体等の職員の応援を必要とする場合。

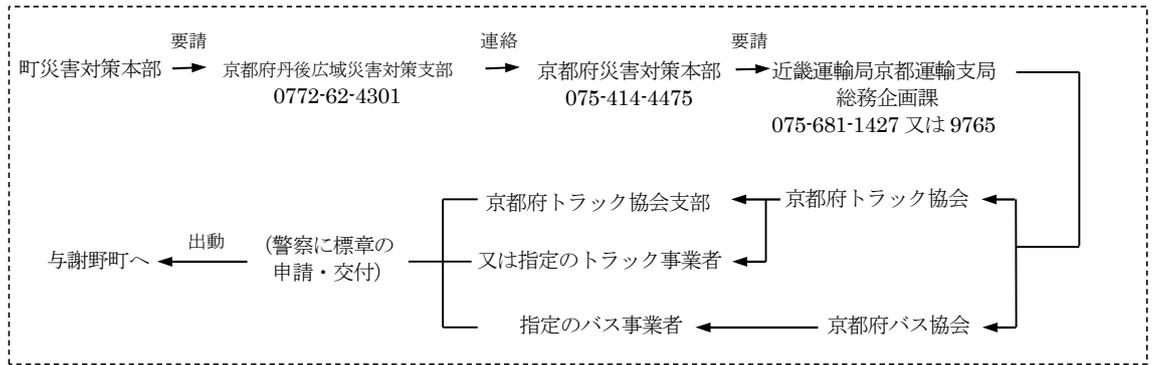
1 応援要請先

要請事項	要請元	要請先
自衛隊派遣・各種支援要請	町本部長指示 →総務部（本部事務局）	京都府丹後広域災害対策支部長 （府現地対策本部設置の場合） →府現地対策本部
隣接市町での避難所の開設 陸上鉄道輸送の要請・陸上自動車輸送の斡旋 航空輸送の要請・専門家の派遣 災害救援専門ボランティアの派遣	町各対策部 →総務部（本部事務局）	京都府丹後広域災害対策支部長 （府現地対策本部設置の場合） →府現地対策本部

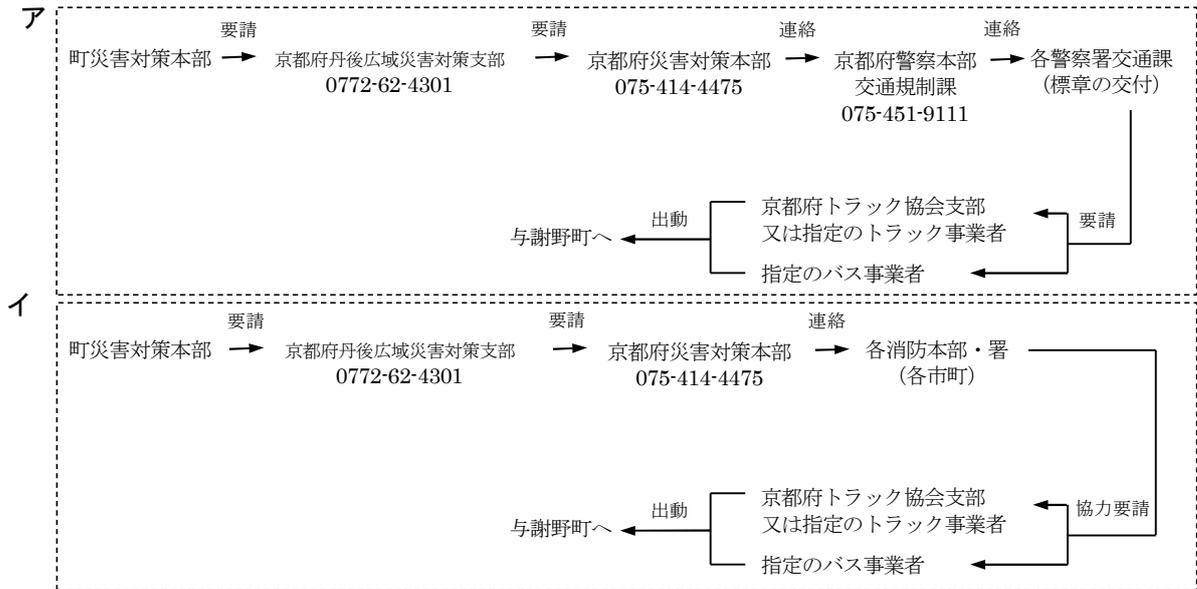
要請事項	要請元	要請先
遺体処置・埋葬等（広域火葬、ドライアイス・棺等の確保・斡旋、遺体の搬送） 風呂対策支援	町住民部 →総務部（本部事務局）	京都府丹後広域災害対策支部長 （府現地対策本部設置の場合） →府現地対策本部）
物資の斡旋 物資の斡旋（福祉関係機器） 食料の調達・斡旋	町住民部 →総務部（本部事務局）	京都府丹後広域災害対策支部長 （府現地対策本部設置の場合） →府現地対策本部）
放送要請 緊急警報放送要請 報道要請	町各対策部 →総務部（本部事務局）	京都府丹後広域災害対策支部長 （府現地対策本部設置の場合） →府現地対策本部）
ドクターヘリ・救助ヘリの要請	町本部長指示 →総務部（本部事務局） →宮津与謝消防組合	京都府丹後広域災害対策支部長 （府現地対策本部設置の場合） →府現地対策本部）
消防・救急の応援	町対策本部（本部事務局） →宮津与謝消防組合	京都府丹後広域災害対策支部長 （府現地対策本部設置の場合） →府現地対策本部）
ガレキ処理対策、ごみ処理対策 し尿処理対策	町住民部 →総務部（本部事務局）	京都府丹後広域災害対策支部長 （府現地対策本部設置の場合） →府現地対策本部）
保健師・栄養士等保健関係者の派遣	町民生部 →総務部（本部事務局）	京都府丹後広域災害対策支部長 （府現地対策本部設置の場合） →府現地対策本部）
医療関係者の派遣	町民生部 →総務部（本部事務局）	京都府丹後広域災害対策支部長 （府現地対策本部設置の場合） →府現地対策本部）
患者受け入れ医療機関の斡旋	町民生部 →総務部（本部事務局）	京都府丹後広域災害対策支部長 （府現地対策本部設置の場合） →府現地対策本部）
医療用水の確保	町民生部・各医療機関 →総務部（本部事務局）	京都府丹後広域災害対策支部長 （府現地対策本部設置の場合） →府現地対策本部）
ライフラインの優先復旧（医療機関関係）	町民生部・各医療機関 →総務部（本部事務局）	京都府丹後広域災害対策支部長 （府現地対策本部設置の場合） →府現地対策本部）
ヘリコプターによる患者搬送	町民生部・各医療機関 →総務部（本部事務局）	宮津与謝消防組合 京都府丹後広域災害対策支部長 （府現地対策本部設置の場合） →府現地対策本部）

以下に陸上輸送を要請する場合の要請系統を示す。（与謝野町地域防災計画より抜粋）

(1) 通常の場合



(2) 通信連絡網が途絶している場合



2 海上輸送を要請する場合



## (2) 応援要請の方法

町本部長は、知事（府本部長）に各種の応急措置等の応援要請を行うにあたっては、原則、京都府丹後災害対策支部長を経由し、次の事項を可能な限り明らかにして、府に対し文書により要請する。ただし、文書により要請する時間的余裕がない場合は、電話、FAX等により応援の要請を行い、後に文書を速やかに提出する。

① 応援を要請する理由（被害の状況等） ② 応援用物品等の品目・数量 ③ 職員の職種及び人員数 ④ 応援の場所及びその場所への経路 ⑤ 応援を必要とする期間 ⑥ その他の必要な事項

## (3) 応援活動記録の整理

各対策部は、応援を受けた府及び他市町村の応援活動について、次に掲げる事項を応援活動記録として整理する。

① 災害の状況及び応援を要請した理由 ② 応援の期間 ③ 応援を受けた人員、物資・資材・機械器具等の品名及び数量 ④ 応援を受けた場所 ⑤ 応援を受けた活動内容 ⑥ その他必要事項

## 第5 京都府広域消防相互応援

### (1) 京都府広域消防相互応援協定

町本部長または消防長は、大規模災害等が発生し、宮津与謝消防組合だけでは対応困難な場合、「京都府広域消防相互応援協定」に基づき、府内各消防本部及び府内市町村に応援要請を行う。要請が完了すれば直ちに本部長に報告する。

### (2) 緊急消防援助隊

町本部長は、災害の規模が大きく、京都府広域消防相互応援協定と併せてさらなる応援が必要と考えられる場合、知事に対し、緊急消防援助隊の応援要請を行う。

### (3) 応援要請に関する事務連絡

応援要請を行う場合、宮津与謝消防組合は次の事項を応援先に連絡する。

① 災害の種類 ② 災害発生の日時、場所及び状況 ③ 必要とする人員、車両、ヘリコプターおよび資機材等の種別並びに数量 ④ その他必要な事項

### (4) 応援隊の誘導

応援部隊の災害現場等への誘導については、宮津与謝消防組合職員及び町消防団員が協力して行う。

## 第6 府及び市町村応援職員への後方支援

災害対策基本法や各種協定に基づき、他の地方公共団体、関係機関等に対し応援を要請した場合の職員等の受け入れとその後方支援は、次により行う。

### (1) 関係各部への連絡

受援班は、府及び他市町村の応援職員が決定した場合、当該応援職員の人員、到着日時等必要な事項を確認し、関係する対策部に対し速やかに連絡する。

### (2) 応援活動記録の整理

受援班は、下記に示すような応援要請や、応援活動等の内容を整理するとともに、宿泊所等の準備、活動場所の指示を行う。

① 要請、応援活動等で整理する内容

(7) 要請場所、要請作業、要請期間・時間（応援先に対して） (イ) 参集場所 (ウ) 応援職員に対する情報提供窓口 (エ) 応援職員の到着時間、人員、責任者の氏名、連絡先 (オ) 活動・滞在時間、食料・飲料水の有無 (カ) 搬入物資内容・量、返却義務の有無 (キ) 応援活動実績記録（事故等の記録を含む） (ク) 応援部隊間の連絡方法

②食料、飲料水、宿泊所等の準備

応援職員は自立できることが原則であるが、自立できない場合、受援班は民生部に指示し、必要最低限の食料、飲料水、待機・宿泊場所、駐車場等を準備する。

(3) 受け入れの手続き等

①総務部

受援班は、応援職員を受け入れたときは、その責任者に対し、宿泊又は滞在・宿营地、派遣期間中の対応、連絡方法等必要な連絡事項の確認および案内を行った後、速やかに関係対策部の責任者に引き継ぎを行う。

②各対策部

各対策部は、当該応援職員の現地への誘導、業務の事前調整等を行うとともに当該業務が終了するまで応援職員との連絡、応対等にあたる。

各対策部は、派遣隊等の団体名、人員、業務内容、業務場所、責任者名及び連絡先等について必要な記録を行う。

各対策部は、1日の業務終了後、速やかに応援活動記録を受援班に提出する。

受援班は、各対策部からの報告書を取りまとめ、町災害対策本部を通じて本部長に提出する。

③経費負担

相互応援協定に基づく経費負担は、各協定の定めるところによる。

**第7 給水**

上下水道部は、「日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書」に基づき、応援給水を要請する。

(1) 活動内容の手順

① 被害状況、必要な応援内容の把握

上下水道部は、各浄水場・配水池・ポンプ場や配水・送水管路等の稼働の可否を判断しながら被災状況を確認する。

② 応援に関する覚書

No	締結年月日	覚書の名称	区分	締結の相手先
1	平成19年4月1日	日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書	災害	北部・中部・南部の各ブロック 22自治体

(2) 日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書に関すること

町本部長又は上下水道部長は、日本水道協会京都府支部北部幹事である宮津市を經由し、日本水道協会京都府支部長（京都市上下水道局長）に各種の応急措置等の要請を行うにあたっては、次事項を可能な限り明らかにして、応援要請書により、要請するものとする。ただし、文書により要請する時間的余裕がない場合は、電話、FAX等により応援の要請を行い、後に文書を速やかに提出する。

応援活動は、上下水道部からの各対策部応援活動報告書に基づき、次に掲げる事項について応援

活動記録として整理する。

- ① 災害等の日時、場所及び状況
- ② 応援を必要とする職種別人数並びに機械、器具、車両、資材等の種類及び数量
- ③ 応援場所及び日時
- ④ その他応援に必要な事項

上下水道部は各対策部応援活動記録一覧表（日別）、各対策部応援活動記録一覧表（集計表）に基づき、総務部が与謝野町応援活動記録表として集計・整理する。

### (3) 府及び市町村応援職員への後方支援

#### ① 応援給水車受け入れ準備物

- ア) 管内図（全町図で、現在の位置や給水場所が一目できるように書き込んでおく）
- イ) 住宅地図（配水場所等の記入用）
- ウ) 受付票
- エ) 指示書
- オ) 報告書
- カ) 給水袋
- キ) 表示板（給水受付：必要に応じて用意）
- ク) 食料の確認（必要に応じて用意）
- ケ) 机、椅子、コピー機（必要に応じて用意）
- コ) 記録簿（指示書控え）

#### ② 応援給水車受け入れ作業手順

##### ア) 給水受付を設置

- 机の設置 4 台（資料置き場・記入・指示等） 2 台並列
- 給水受付表示（大きく判りやすい板：必要に応じて用意）

##### イ) 応援給水車の受付

- 受付簿に記載
- 駐車場で待機するよう指示をする。

##### ウ) 情報収集

- 上下水道部は災害対策本部と連絡を密にし、情報収集に務める。
- 住民情報や監視システムから断水区域を確認し地図上に記入。
- 断水区域を特定したら、当該区長に電話連絡しさらに詳しい情報を集める。
- 上下水道部から断水情報を総務部本部事務局に報告する。

##### エ) 応援給水車への指示

- 給水指示書に配水箇所や給水場所（使用可能であれば消火栓等）を記入し渡す。
- 住宅地図に配水箇所を記入し、道順が分かり易くなるよう整理する。
- 現地までの経路をプロットし、町内管内図を応援給水の職員に渡す。
- （災害当日は、現場復旧作業等で、給水箇所に職員が案内できないので丁寧に説明すること）
- 応援職員に現場情報（人口・世帯数）の報告を依頼する。

##### オ) 応援給水車の配車と確認

- 給水箇所の当該区長に連絡し、給水車の到着時間や給水量を確認する。
- 必要な給水箇所の確認（電話で希望される箇所の確認）。

給水時間や場所について各区の防災行政放送を依頼する。

力) 作業完了報告（受付時に完了後の報告を依頼）

現場情報（人口・世帯数）を確認する。

キ) 翌日の給水計画

応援職員からの給水指示書の現場情報の報告書により、翌日以降の給水計画を策定し、日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書に基づき引続きの応援を要請する。

配水指示資料作成（翌日分）については、応援給水車が早朝に来庁することが予想されるため、前日か早朝までに必ず作成すること。

### ③ 受け入れ体制と後方支援業務

災害対策基本法や各種協定に基づき、他の地方公共団体、関係機関等に対し応援を要請した場合の職員等の受け入れとその後方支援は、次により行う。

ア) 関係各対策部への連絡

上下水道部は、応援職員が決定した場合は、当該応援職員等の人員、到着日時等必要な事項を関係対策部に対し速やかに連絡する。

イ) 受け入れ体制の整備

上下水道部は、下記に示すように応援を求める要請、応援活動等の内容を整理するとともに、活動場所の指示を行い、受援班、民生部と連携し宿泊所等の準備を行う。

a) 要請、応援活動等で整理する内容

要請場所、要請作業、要請期間・時間（応援方に対して）

参集場所

応援職員に対する情報提供窓口

応援職員の到着時間、人員、責任者の氏名、連絡先

活動・滞在時間、食糧・飲料水の有無

搬入物資内容・量、返却義務の有無

応援活動実績記録（事故等の記録を含む）

応援職員間の連絡方法

b) 食糧、飲料水、宿泊所等の準備

応援職員は自立できることが原則であるが、自立できない場合、上下水道部は受援班、民生部と連携の上、必要最低限の食糧、飲料水、待機・宿泊場所、駐車場等を準備する。

ウ) 受け入れの手続き等

a) 上下水道部

上下水道部は、応援職員等を受け入れたときは、その責任者に対し、宿泊又は滞在・宿营地、派遣期間中の対応、連絡方法等必要な連絡事項の確認および案内を行った後、速やかに関係対策部の責任者に引き継ぐものとする。

b) 関係対策部

関係対策部は、当該応援職員等の現地への誘導、業務の事前調整等を行うとともに、当該業務が終了するまで応援職員等との連絡、対応等に当たるものとする。

関係対策部は、応援職員等の団体名、人員、業務内容、業務場所、責任者名及び連絡先等について必要な記録を行う。

関係対策部は、1日の業務終了後、速やかに応援活動記録を上下水道部に提出する。

上下水道部は各関係対策部からの報告書を取りまとめ、総務部に提出し災害対策本部を通じて本部長に提出する。

c) 日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書に基づく経費負担は、協定書の定めるところによる。

## 第8 ヘリコプターの出動要請

### (1) 要請する業務内容

災害に際して、次に掲げる応急対策の実施にあたり防災ヘリコプターの支援を必要とするときは、町本部長は府知事に対して支援要請を行う。

#### ① 救急活動

ア) 医師の同乗による緊急患者の搬送及び病院への搬送

イ) 緊急傷病者発生地への医師の搬送及び医療資機材等の輸送

#### ② 救助活動

ア) 被災者の捜索及び救助

#### ③ 災害応急対策活動

ア) 災害等の状況把握及び監視

イ) 緊急物資、医薬品等の輸送及び対策要員、医師等の搬送

### (2) 支援要請の手続き

京都府丹後広域災害対策支部長（府現地対策本部設置の場合→府現地対策本部）を經由して防災ヘリコプターの支援要請を求める。なお、状況により、町本部長は府災害対策本部事務局に直接要請を行うこととする。

【京都府丹後広域災害対策支部】丹後広域振興局 地域連携・振興部 総務防災課

地上[衛星] 8[7]-870-8101

TEL 0772-62-4301

FAX 0772-62-5894

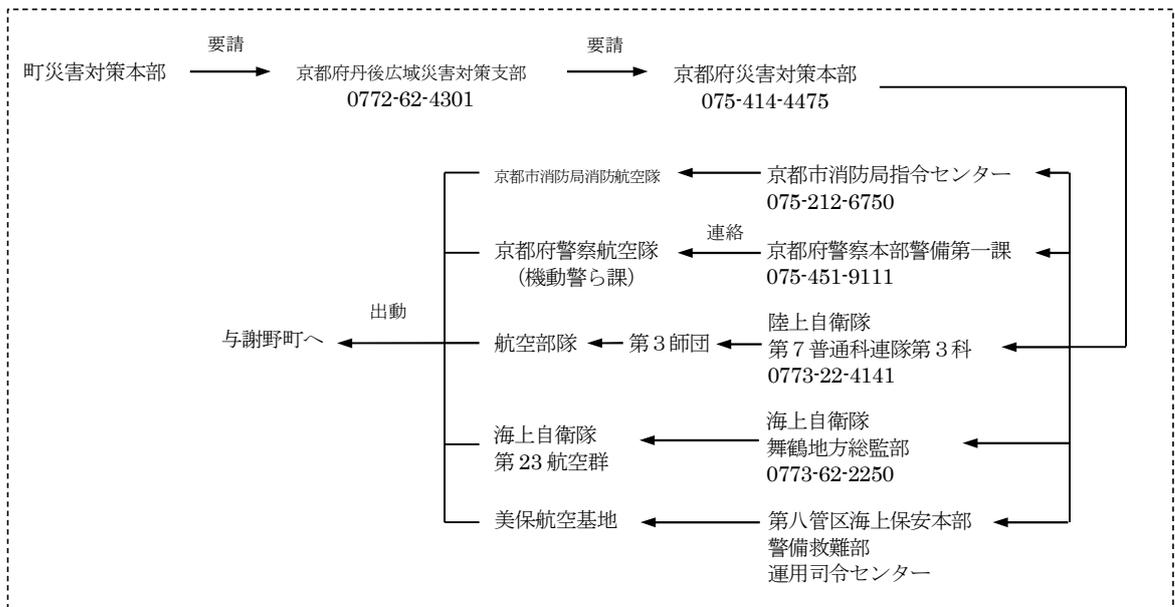
【府災害対策本部事務局】（府庁）

地上[衛星] 8[7]-700-4475

災害対策課 TEL 075-414-4475

FAX 075-414-4477

へりの要請系統は以下のとおり（与謝野町地域防災計画より抜粋）

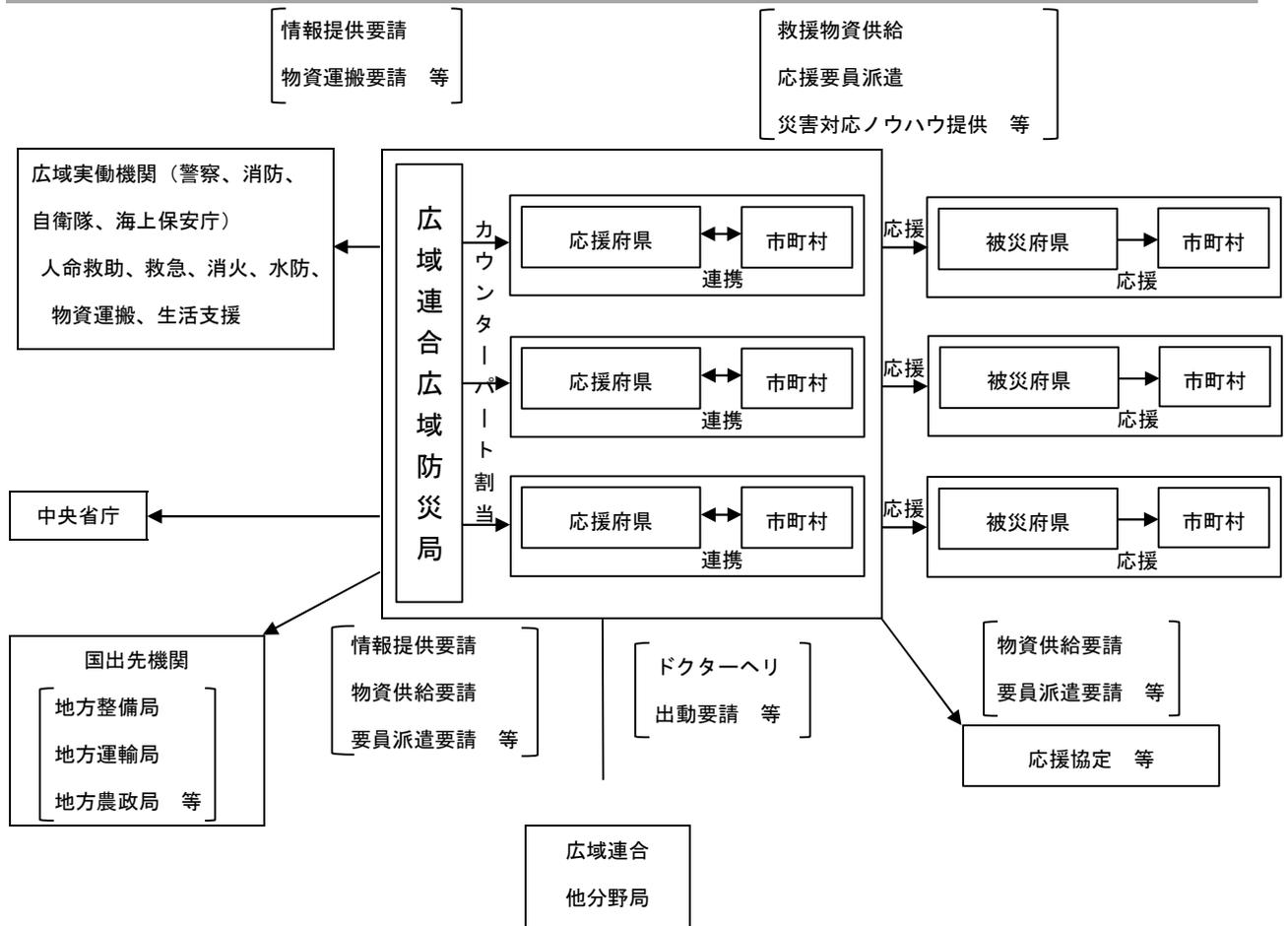


## 第2節 関西広域連合への応援要請

〔実施機関：府、町（対策本部事務局、総務部）〕

総務部は町単独では災害対応が困難であると判断した場合、府に応援要請を行うが、府は災害の規模が大きく、被害が甚大で京都府だけでは対応できない場合、関西広域連合に対して応援を要請する。

### 第1 関西広域連合における応援調整



## 第2 府外応援

京都府外で大規模な災害が発生し、応援が必要な場合、府は関西広域連合の調整に基づき、分担する被災団体（カウンターパート）に対して必要な応援を実施することとなる。

府は関西広域連合の構成団体として、必要に応じて被災都道府県庁内等に現地支援本部を、被災市町村役場内等に現地連絡所を設置し、被災自治体災害対策本部との連携を図り、現地ニーズに即した応援活動を実施することとなる。

町は府から被災自治体への支援要請があった場合、可能な限り被災地支援に努める。

## 第3節 国土交通省近畿地方整備局への派遣要請及び後方支援

〔実施機関：町（建設部、産業部、総務部本部事務局）、国土交通省近畿地方整備局〕

町本部長は、被害の拡大と二次災害防止に資するため、次の場合、京都府丹後広域振興局総務防災課を通じて国土交通省近畿地方整備局に緊急災害対策派遣隊（以下、「TEC-FORCE」という。）の派遣要請を行う。

- ・与謝野町内で重大な災害の発生または、発生する恐れがある場合
- ・その他（町本部長または国土交通省近畿地方整備局長が必要とする場合）

### 第1 応援内容

災害時等の応援は、次に掲げる内容とする。

- (1) 情報の収集・提供（リエゾン [情報連絡員] 含む。）
- (2) 近畿地方整備局等職員の派遣（TEC-FORCE 含む。）
- (3) 災害に係る専門家の派遣（TEC-FORCE 含む。）
- (4) 国土交通省近畿地方整備局長が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
- (5) 国土交通省近畿地方整備局長が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
- (6) 通行規制等の措置
- (7) その他必要な事項（町対策本部への支援等）

### 第2 リエゾンの受け入れ

町は、国土交通省近畿地方整備局に応援要請をする場合、リエゾンの派遣を要請し、派遣されるリエゾンの活動場所として災害対策本部等に場所等を確保する。

### 第3 TEC-FORCEの受け入れ

町は、国土交通省近畿地方整備局から派遣されるTEC-FORCEの活動において必要となる資料（図面等）について、提供の協力をする。

### 第4 相互連絡

町及び国土交通省近畿地方整備局の相互連絡は、国土交通省近畿地方整備局から派遣されるリエゾンを通じて行う。

### 第5 平素の協力

町及び国土交通省近畿地方整備局は、必要に応じ情報交換を行い、防災に関する地図等の資料の整備に協力する。

### 第6 災害対策用機械の貸出に関する経費負担区分

国土交通省が所有する災害対策用機械の貸出に基づく経費負担は、国土交通省の定めによるところの他、必要に応じて協議することとする。

## 第4節 自衛隊への派遣要請及び後方支援

町本部長は、災害時、人命又は財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求める。この場合において、町本部長は、必要に応じてその旨及び災害の状況を関係自衛隊の長に対して通知することができる。

### 第1 緊急対策支援要請（系統）

部	要請事項	支援要請系統
府災害対策本部事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>自衛隊派遣</li> <li>各種支援要請</li> <li>ヘリの出動</li> </ul>	陸上自衛隊 第7普通科連隊 ↑ 府災害対策本部事務局 ↑ 府丹後広域災害対策支部 ↑ 町

### 第2 派遣要請

町本部長は、災害時、丹後広域振興局長及び管轄の警察署長等と十分連携を取り、人命又は財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求める。

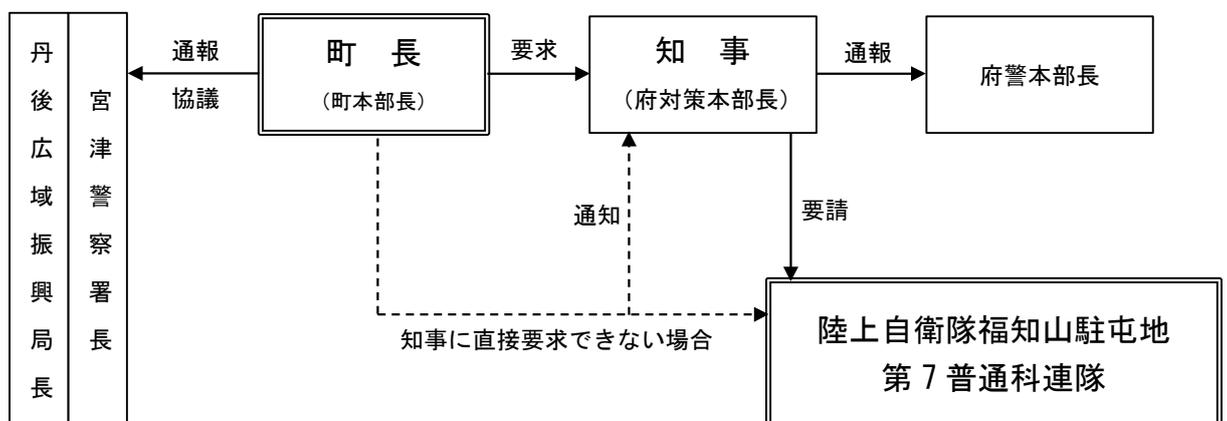
#### （1）派遣要請の基準

町本部長は、次に掲げる応急対策の実施にあたり、本町の組織等を高度に活用してもなお事態を収拾することができない場合、又は事態が急変し緊急を要する状況にある場合は、自衛隊の派遣を要請する。

- ① 人命救助のため応援を必要とするとき
- ② 町内で大規模な災害が発生し、応急措置に応援を要するとき
- ③ 救助物資輸送のため応援を必要とするとき
- ④ 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき
- ⑤ 応急措置のため医療、防疫、給水及び通信支援などの応援を必要とするとき

#### （2）派遣要請の要領

##### ① 派遣及び撤収要請手続き経路



## ② 派遣要請の方法

町本部長は、派遣要請の必要があると判断したときは、丹後広域振興局長、宮津警察署長等と十分連絡をとり、次の事項を明らかにして、知事に対し自衛隊を派遣要請するよう求める。

ア) 災害の状況及び自衛隊派遣を要請する理由

イ) 派遣を希望する期間

ウ) 希望する派遣区域及び活動内容

エ) その他の参考となるべき事項

- ・ 要請責任者の職氏名
- ・ 災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
- ・ 派遣地への最適経路
- ・ 連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

町本部長は、通信の途絶等により、知事に対して派遣要請ができない場合には、その旨及び災害状況を自衛隊（第7普通科連隊）に直接通知することができる。この場合において、自衛隊はその事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待つ時間的余裕がないときは、部隊等を派遣することができる。なお、この場合、速やかに自衛隊は知事にその旨を通知しなければならない。

災害の発生が突発的で、その救助・救援が特に急を要し、要請を待つ時間的余裕がないときは、自衛隊の指定部隊長は要請を待つことなく、その判断に基づいて部隊等を派遣することとし、事後、できる限り早急に知事等に連絡し所定の手続きをとる。

## ③ 派遣要請・連絡先

ア) 要請先

	部隊名	所在地
陸上自衛隊	第7普通科連隊長	福知山市天田堀
海上自衛隊	舞鶴地方総監部	舞鶴市余部下1190番地

イ) 連絡先

【京都府丹後広域災害対策支部】丹後広域振興局 地域連携・振興部 総務防災課

地上[衛星] 8[7]-870-8101

TEL 0772-62-4301

FAX 0772-62-5894

【府災害対策本部事務局】府庁災害対策課

地上[衛星] 8[7]-700-4475

災害対策課 TEL 075-414-4475

FAX 075-414-4477

【京都府宮津警察署】 TEL 0772-25-0110

【陸上自衛隊第7普通科連隊】

TEL 0773-22-4141 (内線235・夜間：内線302)

【海上自衛隊舞鶴地方総監部】

TEL 0773-62-2250

### (3) 要請する業務内容

自衛隊に要請する業務の内容は、概ね次のとおりとする。

- ① 行方不明者、負傷者等の搜索救助（最優先で実施）
- ② 車両、航空機等、状況に適した手段による情報収集
- ③ 避難者の誘導、輸送等
- ④ 堤防、護岸等の決壊に対する土のう作成、運搬、積み込み等
- ⑤ 利用可能な防火用具による消防機関等への協力
- ⑥ 道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の応急対応等
- ⑦ 被災者に対する応急医療、救護及び感染症対策（薬剤等は、通常、要請者が提供）
- ⑧ 通信支援
- ⑨ 緊急患者、医師その他救助・救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- ⑩ 炊飯及び給水の支援
- ⑪ 物資の無償貸付又は譲与
- ⑫ 危険物の保安及び除去
- ⑬ その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

### (4) 受け入れ体制及び準備

災害対策本部は、自衛隊の災害応急対処が迅速かつ効率的に実施できるように、次の事項についてあらかじめ体制を整備する。

- ① 作業実施期間中の現場責任者の指定
- ② 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備（自衛隊の装備に係るものを除く。）
- ③ 派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備
- ④ ヘリコプター臨時離着陸場適地

### (5) 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した次の経費は、原則として町が負担する。

- ① 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものは除く）の購入費、借上料及び修繕費
- ② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、その他付帯経費
- ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- ④ 派遣部隊の救援活動実施中に発生した損害の補償（自衛隊の装備に係るものは除く）
- ⑤ その他、救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義があるときは、町本部長と派遣部隊との間で協議する。

### (6) 撤収の要請

町本部長は、作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成したとき又は自衛隊の応援派遣の必要がなくなると判断したときは、関係機関の長、派遣部隊の長等と協議の上、知事に対し、災害派遣要請の方法に準じて、撤収理由・撤収期日・その他必要事項等、撤収の要請を行う。

### 第3 受け入れ体制と後方支援

自衛隊に応援要請した場合、直ちに町の受け入れ体制を整備する。

- (1) 自衛隊との連絡調整は、総務部本部事務局を窓口とする。
- (2) 作業実施期間中の現場責任者、連絡方法及び連絡場所を確認する。
- (3) 他の応急対策、復旧活動と重複のないよう効率的な作業計画を作成する。
- (4) 自衛隊と協議のうえ、派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の受け入れ拠点の準備、ヘリポートの最適地を決定・確認する。
- (5) 自衛隊派遣部隊の活動に必要な装備は、原則として自衛隊が準備するが、被災現場で急に必要となった装備等で自衛隊から要請があった場合は、総務部が対応・手配する。
- (6) 自衛隊から食料、飲料水等の要請があった場合は、総務部が確保する。

## 第3編 物的支援受け入れ計画

# 第1章 物資受け入れについて

## 第1節 物資受け入れについて

平時から災害時における被災者等に対する食料、飲料水、物資の調達及び供給対策について定め、町民の方には、食糧や飲料水について最低3日分（ローリングストック法などの活用）の食料備蓄等を求めている。町は、避難者の状況と詳細な情報を収集し、必要な支援に努める。対応に当たっては、震災などの場合、近隣市町も大きな被害を受けている可能性もあるので、まずは町内においてあらゆる資力を活用して対応を行う。また、近隣市町などの状況も把握し、必要に応じて国府各市町村への支援を要請する。物資の支援を受けるにあたっては、物資を受け入れる体制を構築することが大切であり、受け入れ場所・物資の仕分け・配送など人的な要請も含めて考えておく必要がある。

また、必要な支援を受ける為に、各対策部から避難者の状況を収集、整理を行い対策本部等で必要な支援について協議を行い決定することとし、定期的にプレス発表を行う必要がある。

## 第2節 主な物資受け入れ対応業務

### 第1 初動期の対応

初動期においては、生命にかかわる対策を講じることを最優先とし対策にあたる。

主に次の業務が想定される。

- ① 供給対象者
- ② 品目
- ③ 食料、飲料水等の調達
- ④ 炊き出しの場所
- ⑤ 被災者数の把握と炊き出しの決定
- ⑥ 炊き出しの量及び配送場所の決定
- ⑦ 備蓄、外食産業等からの食料の調達及び供給
- ⑧ 食料の輸送、配布等
- ⑨ 炊き出しの広報

### 第2 応急期・復旧期の対応

応急期・復旧期においては、避難者の生活を維持することに重点を置き対策にあたる。

主に次の業務が想定される。

- ① 供給対象者
- ② 品目
- ③ 食料、物資の必要数及びニーズの把握
- ④ 物資の調達
- ⑤ 募集
- ⑥ 受け入れ
- ⑦ 輸送、配分
- ⑧ 保管
- ⑨ 供給
- ⑩ ボランティアによる炊き出しの調整
- ⑪ 物資の広報

## 第2章 物資集積・配送拠点の指定、運送方法

### 第1節 物資収集

- ① 町在庫にて対応できる場合は、在庫にて速やかに対応する。
- ② 町在庫で対応できない場合は、直ちに対応できる地元事業者の在庫を確認・発注、同時に不足分については協定を締結した企業等に発注する。
- ③ 総務部調達・輸送班は、備蓄品では物資の供給が不足する場合、町内の業者又は、「災害時における応急対策物資の調達に関する協定」等に基づき、協定締結先から調達する。さらに、物資の調達が困難な場合は、次の事項を示して京都府に緊急物資等の供給、あっせんを要請する。
  - ア) 供給あっせんを必要とする理由
  - イ) 必要な緊急物資の品目及び数量
  - ウ) 引渡しを受ける場所及び引受責任者
  - エ) 連絡課及び連絡担当者
  - オ) 荷役作業員の派遣の必要の有無
- ④ 総務部調達・輸送班は、発注した物品の発注先・種類・数量等を随時把握する。  
(避難所等への直接配送分を含む)

総務部調達・輸送班は、ニーズの把握及び「物資の調達状況確認記録」から、各物資の現在備蓄数と必要予測数、備蓄数から必要予測数を差し引いた過不足数を求め、不足物資、過剰物資、物資の追加支援及び支援自粛など、物資募集広報活動方針を検討し、次の例のように「災害物資調達状況及び物資募集広報活動方針書」を作成する。

※ 広報活動を行ってからその効果が現れるまでに、当然タイムラグが生ずるため、「物資の調達状況確認記録」を作成し、時系列的に調達状況を把握することで、状況の推移、変化を見越した方針とする必要がある。

<<様式・記入 例>>

<b>災害物資調達状況及び物資募集広報活動方針書</b>					
( 加悦・野田川・岩滝 支部)					
					5月13日 13:30 現在
1. 物資調達状況					
物資名	現在備蓄数	必要(予測) 数	過不足数	広報媒体	備考
タオル	10,000	7,000	3,000	HP	過剰
軍手	1,000	5,000	▲4,000	報道機関、HP	不足
マスク	. . . .				
2. 物資募集に係る広報活動方針					
タオルについては既に過剰。支援の自粛を要請する。軍手、マスクは不足を見込んでおり追加支援を要請する。					

#### ⑤ 物資募集広報活動方針の決定

総務部調達・輸送班長は、総務部長及び総務部広報班長等と方針の妥当性について意見調整をした上で、物資募集広報活動方針を決定する。

※ 協議の結果、「災害物資調達状況及び物資募集広報活動方針書」の変更等行う。

#### ⑥ 物資募集広報活動方針の情報共有

全国からの物資支援に対応するため、総務部広報班、各対策部連絡調整班を始め、全対策部の電話対応職員にまで情報が行き渡るように、情報の共有化を図る。

インターネット等が利用できる場合、掲示板の活用や共有フォルダへの掲上などを行う。インターネット等の利用ができない場合、電話・FAX・物資配給時に連絡を行うなど、状況に応じて最も効果的・効率的な方法を用いて情報の共有化を図る。

#### ⑦ あらゆる媒体を利用した物資募集広報活動

総務部調達・輸送班は、④の「災害物資調達状況及び物資募集広報活動方針書」の内容の広報及び広報媒体を総務部広報班に依頼する。総務部広報班は、災害の被害状況に応じて利用できるあらゆる媒体を利用して、物資募集の内容を広報する。

なお、支援物資については不足物資を多く集めることのみ広報を行うと、物資が過剰に集まりすぎて、その余剰物資の整理に追われる状況が発生する。このような状況に陥らないため、次に挙げるそれぞれの広報媒体の特性を活かして、必要な物資を必要な数量のみ集めることを意識して慎重かつ臨機応変に活動する。

##### ・ 報道機関を通じた広報

総務部広報班に「災害物資調達状況及び広報活動方針書」を配布し、新聞、テレビ、ラジオなどの報道機関を通じて広域的な広報を行う。

※ 広域的な発信力・伝播力が高く、全国から多くの支援物資が送られてくることが期待できる反面、詳細な情報が伝わりにくく、またタイムラグが生ずる可能性が高い。そのため、圧倒的に不足する物資に絞って広報を行い、余剰物資が出過ぎないように配慮する。

##### ・ インターネットを活用した広報

災害が発生した際、与謝野町ホームページは通常バージョンから、文字情報を中心とした容量の少ない災害時バージョンに切り替えることになっており、ホームページ編集用ソフトではなく、ワード・PDFといったソフトで作成し、簡易・即時に掲載することができるので、「支援物資募集の広報活動用ホームページフォーマット」を活用し、与謝野町ホームページの災害用特設ページに「災害物資調達状況及び物資募集広報活動方針書」の内容を掲載し、インターネットを活用した広報を行う。

※ 報道機関ほどではないが、広域的な発信力・伝播力が高く、また詳細な情報を同時に掲載することも可能である。方針書の内容をしっかりと掲載し、タイムラグが生じないようにこまめに更新を行う。

広報活動指示書			
月		日	時 分 現在
<p>京都府与謝野町では 月 日に が発生しました。                      府内・府外の多くのみなさまから復旧に向け暖かい支援をいただき、厚くお礼申し上げます。                      現在、以下のとおり物資の支援をお願いしております。</p>			
次の物資支援をお願いしております			
物 資 名	必要数量	物 資 名	必要数量
軍手	12,000	...	...
...	...	...	...
<p>なお、次の物資はみなさまからのご支援のおかげをもちまして、現在不足しておりません。                      お送りいただいてもみなさまのお志に沿った形で、活用することが難しいと思われるので、誠に勝手ながら送付を自粛いただきますようお願いいたします。</p>			
次の物資支援の自粛をお願いしております			
タオル、毛布、...			
...			
<p>また、生鮮食品等につきましては、せっかく送付いただいても消費期限の問題により、活用することが難しいと思われるので、自粛のほどよろしくお願いたします。</p>			

・ 電話対応による広報

「災害物資調達状況及び物資募集広報活動方針書」を電話対応に当たる関係職員に配布し、電話にて物資支援の申し出に対応する。また、相手方がFAXの利用できる場合には、FAXを活用することも考慮する。

※ 発信力・伝播力はないが個別対応ができるので、必要な物資は支援を求め、過剰な物資は断ることができる。特に過剰な物資を断ることについて、相手方の支援の志を尊重しながらも、状況説明をしっかりと行い自粛してもらうよう、対応職員に徹底する。

・ 府及び応援市町村の協力による広報

特に災害が大規模で、インフラの被害が甚大、人手不足などの原因により、本町のみで広報活動が十分に行えない事態が発生した場合には、府及び隣接各市町、および「災害時相互応援協定」を締結している市町に内容を電話・FAXなどで伝え、それぞれのホームページへの掲載、防災行政無線での放送などの広報を協力依頼する。

⑧ 状況の変化に応じた広報活動

災害の状況の変化に伴い、必要となる物資あるいは必要ではなくなる物資も変化していく。それに合わせて、広報内容、広報活動の仕方を見直し、状況の変化に応じた広報活動を展開していくため、⑥から⑦の業務を可能な限り細やかに繰り返し行う。

また、広報活動を通じて得た情報について、総務部調達・輸送班の物資調達担当へフィードバックを行い、支援物資だけでは賄いきれない部分について、民間企業との災害時応援協定を活用した直接発注を促すなど、連携を密にして無駄のない物資調達をサポートする。

## 第2節 物資受け入れ

- ① 受援班は、町に対して大量の生活必需品が救援物資として届けられることを念頭に置き、これらを円滑に受け入れし、避難所や居宅で避難生活する被災者に速やかに配布できる体制を整える。受け入れ場所については避難者の収容状況により決定することとするが以下を基本とする。

拠点受け入れ場所

所在地	名称
与謝野町字滝	加悦大江山運動公園体育館
与謝野町字四辻	野田川わーくぱる
与謝野町字岩滝	岩滝体育館

冷蔵庫、テレビ、車両を含めた大型物資は、被害が甚大で広範囲に及ぶ場合は受け入れ体制を整えることとするが、受け入れに関しては慎重に判断することとする。

## 第3節 輸送、配分、保管、供給

### 第1 輸送

- ① 総務部調達・輸送班は、建設部施設班に安全な配送ルートを確認し、搬送可能な経路を把握する。
- ② 総務部調達・輸送班に物資を集約する場合、災害発生直後については、原則役場本庁舎とし、災害の状況に応じて、与謝野町岩滝保健センター、岩滝防災倉庫等を利用する。ただし、後日調達する物資や搬入される救援物資等の取り扱いについては、第2節のとおり災害の状況により決定する。

### 第2 配分

- ① 総務部調達・輸送班は、物資等について不足分が生じている場合でも、原則、公平性を確保することを基本としつつ、物資の継続的な供給が期待できる場合は早期の配分を開始する。

### 第3 保管

- ① 保管
- ア) 総務部調達・輸送班及び民生部避難所班は、物品・食料の受理については、受理時間と数を控え、食料の保管は、食材等が痛みにくい場所に保管するとともに、古くなったものは処分する。処分にあたっては各種協定を発動するものとする。
- イ) 食料の配布については、食中毒等が発生する可能性を考え、食事の種類（炊き出し実施場所・弁当業者名等）ごとに、可能であれば配給した方の世帯主名及び数量を記入する食料・物資配布確認一覧表を作成する。

### 第4 供給

- ① 供給 ※食料供給にあたってはアレルギーへの配慮に留意しなければならない。
- ア) 避難所における食料、物資の配布は、原則として各班の連絡・調整係を通し配布する。
- イ) 各区における食料、物資の配布は、原則として各区長を通し配布する。
- ウ) 物品の配布については、同じ人物が複数受け取ることによる不公平が生じないように留意する。供給物資は責任者（職員、施設管理者等）が受領し、各区等の物資担当者が受取り被災者に配布する。この際も可能であれば食料・物資配布確認一覧表を作成する。
- ② ボランティアによる炊き出しの調整
- 教育部炊き出し班、民生部ボランティア班は、災害ボランティアセンターと調整し、ボランティアによる炊き出しの食数を確認し、炊き出し数を調整する。

### ③ その他参考となる事項

業務が完了するまでの間、被災者のニーズと支援物資在庫量の把握を行う。

※ 府及び町は、医薬品等の集積基地での仕分けについて安全管理に努めるとともに、専門知識を有する人材による整理分類が必要であるため、保健師、薬剤師等へ協力を要請する。

## 第3章 避難所等における物資の必要量・供給量の把握

避難所ごとに食料・物資（配給依頼・受領確認）一覧表により、物資、食料・飲料水などの必要数を取りまとめる。記入にあたっては避難者並びに在宅被災者について取りまとめる。翌日分の数については、避難所状況報告により、民生部避難所班を通して、総務部物資・輸送班に伝達する。

物品・食料の受理については、食料・物資（配給依頼・受領確認）一覧表により受理時間と数を控え、食料の保管は、食材等が痛みにくい場所に保管するとともに、古くなったものは処分する。

食料の配布については、食中毒等が発生する可能性を考え、可能であれば食事の種類（炊き出し実施場所・弁当業者名等）ごとに、配給した方の世帯主名及び数量を、食料配布確認一覧表に記入することとする。

物品の配布については、同じ人物が複数受け取ることによる不公平が生じないように、可能であれば食料配布確認一覧表に配布者記録をとることとするが、これに固執するあまり配給が滞ることがあってはならない。把握が可能な範囲の状況であるか否かは総務部本部事務局の指示によるものとする。

## 第4章 応援要請一覧

応援要請に関する事は、本受援計画第2編 第2章（P18）のとおりとする。

## 第4編 災害ボランティア受け入れ計画

# 第1章 災害ボランティア活動の派遣要請及び受け入れ

総務部本部事務局は災害発生直後からのボランティア等からの問い合わせに対応し、災害ボランティアセンター（以下、「災害VC」という）立ち上げに必要な情報収集や調整業務を行うとともに、災害VC設置について判断を行い、社会福祉協議会に対し「与謝野町災害ボランティアセンターの運営等に関する協定」に基づき災害VCの設置要請を行い、問い合わせ等に関しては災害VCに一本化する。

また、一般ボランティアでの対応が困難と判断される場合、受援班は府に対して災害救援専門ボランティアの派遣を要請する。

## 第1節 事前対策

災害時の円滑なボランティア支援を行うことができるよう、各関係機関との連携を構築し、職員や住民を対象とした研修や訓練、啓発などを行う。

### (1) ボランティア関係機関との協議・連携

災害時の円滑なボランティア支援を行うため、災害VCの設置・運営にかかわる社会福祉協議会や各種ボランティア関係団体等と平時から相互にコミュニケーションを図り、「顔の見える関係」の構築を図る。

### (2) 災害ボランティア支援体制の整備

- ① 防災訓練等に災害VCの設置・運営訓練を組み込む。
- ② 災害ボランティアコーディネーターの養成及び資質向上を目的とした講座や講習会の開催等に対して、積極的に支援を行う。

### ◆災害ボランティアに係る協定締結状況

No.	協定名	協定の相手方	締結年月日	備考
1	与謝野町災害ボランティアセンターの運営等に関する協定	与謝野町社会福祉協議会	平成28年1月7日	

## 第2節 災害ボランティア関連情報等の収集・提供

総務部本部事務局は、災害対策本部が把握している地域内の被災状況、交通・ライフラインの状況、各関係団体の活動状況など、災害VC開設の有無に必要な情報を収集する。また、災害VC開設の有無が確定するまでの問い合わせについても対応する。

## 第3節 災害対策本部での災害VC開設の必要性の検討

町本部長は、社会福祉協議会代表者に対し災害対策本部会議に出席を求め、災害の規模、被害状況等、様々な情報を総合的に勘案し、社会福祉協議会等との情報交換・協議を行ったうえで、災害VCの開設が必要かどうかの判断を下す。

社会福祉法人 与謝野町社会福祉協議会  
与謝野町字幾地908番地  
TEL 0772-43-0294  
FAX 0772-43-2294  
e-mail nodagawa294@poem.ocn.ne.jp

## 第4節 災害VC設置の公表

総務部本部事務局は、災害VCの設置について、災害対策本部に報告する。災害対策本部は、災害VCの設置について必要に応じ記者発表を行うとともに、CATV文字放送、音声告知端末、町ホームページ、防災行政無線等の広報媒体を活用し、問い合わせ連絡先などを明確にする。

## 第5節 ボランティア参加希望者・被災者からの問い合わせへの対応

総務部本部事務局は、災害VC立ち上げまでの間、殺到するボランティア希望者及び被災者からの問い合わせに対し、現地の被災状況や災害VCの開設に関する情報などを提供する。

## 第6節 災害VCの立ち上げ準備と支援

- (1) 総務部本部事務局は、「与謝野町災害ボランティアセンターの運営等に関する協定」に基づき、社会福祉協議会と連携して立ち上げの準備と支援を行う。また、学校等避難所となる施設の管理者などへの連絡及び情報提供を行う。
- (2) 総務部本部事務局は、災害VCに対して場所の提供や必要資機材の貸与、または借用の支援を行う。被害の状況によっては支部の設置支援を検討する。
- (3) 運営資機材等については、社会福祉協議会の備蓄資機材を活用し、不足する分については町が貸与、または京都府丹後広域振興局を通じて府の災害ボランティア用備蓄物資や、町とNPO法人コメリ災害対策センターとの「災害時における物資供給に関する協定」により調達する。

## 第7節 専門ボランティアのコーディネート

国府県の災害救援専門ボランティアや重機を使用する企業ボランティア等

- (1) 医療や建築等の専門的な知識を有するボランティアについては、災害関連制度との調整が求められることから、情報の一元化をはかるために総務部本部事務局を通じて、災害VCへ情報を提供する。
- (2) 一般のボランティア活動を通じて専門ボランティアに対するニーズが集まるため、災害VCからの要請に基づき総務部本部事務局を通じて専門ボランティアの依頼・調整を行う。
- (3) 災害救援ボランティアの活動分野は以下のとおりとし、必要となる資格要件を以下に示す。

分野	活動内容	資格要件
救急・救助	救助救急、避難誘導 等	消防、警察業務経験者
医療	医療活動支援	医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、薬剤師、理学療法士、作業療法士
介護	要介護者への対応、介護指導	介護福祉士 等
家屋等判定	建物の危険度を判定する調査を実施し、使用の可否を判定する。	応急危険度判定士（宅地・建物）
手話通訳	聴覚障害のある人の通訳にあたる	手話上級コース修了者 等
ボランティアのコーディネート	ボランティアの指導	ボランティア団体等でリーダー（責任者）として一定の活動歴がある人
輸送	バス、トラック、船舶による資機材等の運搬	車両船舶を有する団体等

## 第8節 災害ボランティアの受け入れ・派遣に当たっての基本事項

---

ボランティアの受け入れ・紹介窓口、ボランティア団体、ボランティアコーディネート機関等は、ボランティアの受け入れ、派遣に当たっては、特に、次の事項を遵守するよう努める。

- (1) 被災地の住民・各区のボランティア受け入れについての意向に配慮する。
- (2) ボランティアに対し、活動内容、現地の状況、ボランティア保険の加入など最低限の予備知識を持ったうえで、救援活動に参加するよう周知する。
- (3) ボランティアの身分が被災地住民にわかるようにする。
- (4) ボランティアに対し、被災地住民に負担をかけずに活動できる体制を整えて、救援活動に参加するよう周知する。
- (5) ボランティアニーズは、時間の経過とともに変化するので、それに併せて、ボランティアの希望や技能を把握し、活動のオリエンテーションをした上で派遣するよう努める。
- (6) ボランティア、特にボランティア・コーディネーターに対して、レスパイトケア（一時的に現地を離れて休息をとる）の期間を持つよう配慮する。
- (7) 被災地と後方支援との役割分担やネットワークを図るため、両者のネットワークのための会議を開催する。
- (8) 総務部本部事務局及び社会福祉協議会は、災害ボランティアと自主防災組織等地域住民との連携や円滑な関係づくりに努める。

令和2年9月15日 作成

作成 与謝野町防災会議

事務局 〒629-2292 京都府与謝郡与謝野町字岩滝1798番地1

0772-43-9000（代表）

0772-43-9011（防災安全課）